

## 久留米市消防団自動体外式除細動器賃貸借業務仕様書

1. 件 名 久留米市消防団自動体外式除細動器賃貸借業務
2. 概 要 本件は、久留米市消防団が受託者から自動体外式除細動器（以下、「AED」という）を借受け、賃借料を支払うものである。
3. 設 置 台 数 久留米市消防団指揮車系車両に6台（内識別紙）
4. 賃 貸 借 期 間 令和5年9月1日から令和10年8月31日までの60月間
- 支 払 方 法 賃借料金は毎月締めとし、久留米市が請求書を受け付けた後30日以内に支払うものとする。
6. 機 器 仕 様
  - (1) AED本体及び電極パッドは医療用具として薬事法上の承認を得ていること。
  - (2) 非医療従事者の使用が認められていること。
  - (3) AED本体は新品であること。
  - (4) AED本体が、乳児を含めた未就学児（小児）への使用が許可された機種であること。
  - (5) 未就学児と大人の切替スイッチの表示を「未就学児」「大人」とすること（製品へのシール貼付でも可）。
  - (6) 出力波形は二相波形式であること。
  - (7) 使用開始時に電源投入までが一動作であること。  
（例1：蓋を開けると電源が入る。例2：蓋が無く、スイッチ等操作1回で電源が入る。）
  - (8) 使用方法について、日本語による音声及び文字・イラストによるガイド機能を有すること。
  - (9) 胸骨圧迫、人工呼吸のガイド機能を有すること。
  - (10) 随時、最新の日本版救急蘇生ガイドラインに対応していること。
  - (11) セルフテスト機能を有し、AED本体、電極パッド、バッテリー等のセルフテストを毎日1回以上行い、結果を表示すること。  
不具合等が生じた場合は、音による警告を続けること。
  - (12) 電極パッドは、未就学児（小児含む）と大人の兼用であり、接続した状態で保管できること。
  - (13) 防塵・防水機能はIP55に適合すること。

## 7. 保守管理

- (1) リモート監視システム等によりAEDの状態を管理し、エラー発生時や消耗品期限が近づいた場合は、メール等で設置箇所に通知すること。
- (2) AED本体に保守担当者の連絡先を明示すること。
- (3) リース期間中に使用期限を迎える消耗品（電極パッド、バッテリー）については、定期交換を行い、常時、使用可能な状態にすること。

## 8. その他

- (1) 納入に際しては、あらかじめ担当者と協議した上で行い、電源を投入し、良好に作動することを確認すること。
- (2) 業者が市に対しAEDを直接賃貸できない場合は、落札後速やかに届け出た上でリース会社との三社契約を締結できるものとする。
- (3) 賃貸借終了後、受託者はAED（付属品含む）を撤収すること。その際の費用は受託者の負担とする。
- (4) AEDを使用した場合には、バッテリー、電極パッドの交換は発注者の負担で行う。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、双方の協議により定めるものとする。

### AED積載車両

番号	施設名称	台数	車両番号
1	久留米市消防団 指揮車	1	久留米800さ8152
2	久留米市消防団 広報車	1	久留米500も8955
3	久留米市消防団 田主丸支団 指揮車	1	久留米800さ3900
4	久留米市消防団 北野支団 指揮車	1	久留米800さ8617
5	久留米市消防団 城島支団 指揮車	1	久留米800さ5316
6	久留米市消防団 三瀬支団 指揮車	1	久留米800な3608